

紙入札による入札参加について(お知らせ)

令和 6 年 3 月

長門市企画総務部監理管財課

本市では、令和 5 年 8 月より電子入札を実施しています。

また、紙入札から電子入札への移行に伴う経過措置として、令和 6 年 3 月 31 日までに開札を行う案件については、理由を問わず紙入札での入札参加を承認しますが、令和 6 年 4 月 1 日以降は、下記により取り扱うこととします。

1 電子入札の対象範囲 (変更なし)

次の案件については、原則電子入札により実施します。

- (1) 設計金額 130 万円を超える建設工事の入札
 - (2) 設計金額 50 万円を超える測量・建設コンサルタント等業務委託の入札
- ※上記の業務以外の業務委託、物品調達等の入札は対象外となります。

2 紙による入札を認める理由

次のようなやむを得ない理由がある場合に限り、紙入札により入札に参加することができません。紙入札を希望する場合は、事前に提出される「紙入札参加承認願 (別記様式第 4 号)」において、その理由が適正であるかを確認します。

- (1) IC カードの申請中又は名義変更をしている
- (2) ネットワーク通信障害又はシステム障害が発生した
- (3) パソコンの更新又は設定中である
- (4) 発注者から紙入札書により提出する旨を指示された (令和 5 年度において発注実績がない工事等)

3 指名競争入札における業者選定

入札の公平性、透明性、競争性の確保や入札事務の効率化を図るため、電子入札システムに利用者登録が済まされている業者を優先的に指名します。

電子入札を利用するためには、電子入札システムへの利用者登録 (入札参加を希望する業者の方が、入力します。) が必要となります。まだ利用者登録がお済でない方がありましたら、「業者番号 (9 桁の数字)」と「電子入札システムへの利用登録の手順書」を長門市ホームページに掲載していますので、電子入札システムへの利用者登録をお願いします。

4 入札辞退届の提出

入札を辞退する場合は、電子入札システムを利用し辞退する方法と紙の入札辞退届 (別記様式第 2 号) を提出する方法があります。

入札の心得には、「入札辞退届を提出せずに入札を欠席した者は、入札参加資格の制限又は指名停止措置を受けることがある」としていることから、入札を辞退される場合は、必ず入札辞退の手続きを行ってください。